

各務原市告示第31号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月22日

各務原市長 森 真

市内全域